

令和元年度 第2回 みんなで支える森林づくり佐久地域会議概要

1 開催日時 令和2年2月19日(水) 10:00~11:45

2 開催場所 佐久合同庁舎 404 会議室

3 出席者

(1) 委員 油井 郁恵委員(南佐久南部森林組合 参与・座長)、高見澤 洋子委員(双葉林業合資会社)、福江 佑子委員(NPO法人 生物多様性研究所 あーすわーむ 主任研究員)、小山もと子(小諸消費者の会)、田中 麗子委員(株式会社田中住建 建築士)

(2) 事務局 吉沢地域振興局長、丸山林務課長、西沢林産係長、武田普及係長、小池林務係長

4 会議事項

(1) 森林税に関する基本方針の改正の概要等

(2) 令和元年度森林づくり県民税活用事業の実施について

(3) 令和2年度森林づくり県民税活用事業の計画について

(4) その他、意見交換

5 会議で出された主な御意見

(1) 森林税に関する基本方針の改正の概要等

- ・「県民会議における主な意見」における転用事例など具体的について教えて欲しい。

(2) 令和元年度事業の実施・令和2年度事業の計画について

- ・県民協働の事業なのに、事業主体が、森林組合が多いのはなぜか
- ・台風19号の災害後、森林税を活用しての森林整備の推進は益々重要。大きな災害を防ぐための森林整備の方針は如何に
- ・松くい虫対策は景観上にも配慮を
- ・メガソーラーの設置数が増加しすぎない配慮を
- ・大災害の時こそ、森林税を活用して柔軟な対応を
- ・チェーンソーの扱いなど安全対策も取り入れて事業実施するよう指導を
- ・高齢者施設なども木質化を図っていく必要あり、新しい事業の採択条件など周知を

(3) その他

- ・森林経営管理制度をもう一步踏み込んで、国や県、市町村が土地ごと引き取る制度の確立を

みんなで支える森林づくり地域会議における意見等

佐久地域 (R1第2回)

1 令和元年度森林税活用事業の目標及び内容について

事業名	意見の内容	備考
森林税事業全般	台風災害で大きな被害が出ている市町村には、森林税を活用して柔軟に対応をお願いしたい	
防災・減災のための里山等の整備事業	台風19号の災害後、森林税を活用しての森林整備の推進は益々重要になっている。単純に間伐を実施するだけではなくて、大きな災害を防ぐための森林整備の方法を考えながら整備を進めて行ってほしい。	
県民協働による里山の整備・利用事業	地元協議会が利活用を進めるにあたっては、チェーンソーの扱いなど安全対策も取り入れて事業実施するよう指導をしてほしい。	
子どもの居場所木質空間整備事業	高齢者施設なども木質化を図っていく必要がある。事業の応募方法や採択条件などの周知を図ってほしい。	

2 その他

項目	意見の内容	備考
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松くい虫被害対策の景観上の配慮をしてほしい。 ・ メガソーラーの設置数が増加しすぎない配慮をほしい。 ・ 森林経営管理制度をもう一步踏み込んで、国や県、市町村が土地ごと引き取る制度の検討をしてほしい。 	

※必要に応じて適宜行を追加または削除してください。

第2回 みんなで支える森林づくり佐久地域会議議事録

令和2年2月19日 10:00～11:45

佐久合同庁舎 404 会議室

事務局

これから「令和2年度 第2回 みんなで支える森林づくり佐久地域会議」を開会いたします。

この会議は、傍聴していただける方はあまりいないのですが、今回は、お二人の方に傍聴いただいております。今まで以上に緊張する会議になるかと思っています。

それでは、会議に先立ちまして、佐久地域振興局長 吉沢 久より、ごあいさつ申し上げます。

吉沢局長 ～あいさつ～

本日は「みんなで支える森林づくり佐久地域会議」を開催しましたところ、お忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から県の林務行政の推進にあたり、格別なる御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

佐久地域に甚大な被害をもたらした台風第19号災害から4か月が経ちました。お亡くなりになられた方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心より御見舞いを申し上げます。

森林・林業関係においても、山地、林道等が被災しました。これらの被害に対しては、市町村等関係者と連携し復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

また、本年度で三年目となる第三期森林づくり県民税を活用して、防災・減災の観点での未整備森林の間伐や、ライフライン等を保全するための危険木の伐採などを進め、地域の安全・安心の確保を図ってまいります。

さて、本日の会議ですが、今年度の実施した事業の内容と来年度の実施予定について、説明をさせていただき、御意見を頂戴したいと考えています。

いただきました御意見等は、県庁で開催する「みんなで支える森林づくり県民会議」へ報告させていただくとともに、

来年度の事業の実施などに反映させていきたいと考えています。

私も長い間、県職員をさせていただいていますが、これだけ女性の委員さんが多い会議は初めてで、緊張しております。多様な分野の委員さんお集まりですので、それぞれの分野から幅広い視点で忌憚のない御意見をお願い致します。

事務局

本日 桐原委員さん、桜井委員さん、友野委員さんが御都合により欠席でございます。

(小平委員 出席予定だったが、所用で 欠席)

事務局

それでは、会議へと進めさせていただきます。

会議の議長につきましては、みんなで支える森林づくり佐久地域会議設置要綱第5の

2項により、座長が当たる事となっておりますので、油井座長に座長席に移動していただき、ごあいさつをいただきたいと思ひます。

座長 ～あいさつ～

座長の油井でございます。

委員のみなさんにおかれましては、御多忙の中、佐久地域会議に御出席いただきありがとうございます。

早いもので、令和元年度もあと1ヶ月余りとなっております。

昨年度から第3期に入りました「森林づくり県民税活用事業」も2年目が終了しようとしています。

本日は、先ほど 地域振興局長さんからの御挨拶にもありましたように、多様な分野の方々に、委員さんになっていただいていることから、多くの視点で、かつ幅広い視点、女性の視点も入れながら「森林税」について、活発に御意見等をいただき、有意義な会議としたいと考えておりますので、よろしく御願ひ致します。

なお、お昼になる前までに会議を終了したいと思ひますので、円滑な議事の進行に御協力を御願ひします。

事務局

会議事項に入らせていただきたいと思ひますが、まず、資料の確認を御願ひします。

(各資料の確認)

それでは、議事の進行を油井座長さん御願ひします。

座長

それでは、会議事項に入ります。

会議事項1「森林税に関する基本方針の改正の概要等」についてを議題とします。

事務局から説明を御願ひします。

事務局

資料「森林税に関する基本方針の改正の概要」により説明

座長

只今の説明に対し、御質疑、御意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

委員

資料中の「3 みんなで支える森林づくり県民会議における主な意見」において、「モデルとしての効果が発揮されるよう、一定期間の転用制限等の条件を付して実施してはどうか。」とあるが、具体的なモデルとしてのもの、また、転用事例について教えて下さい。

事務局

今年度実施してきている「子どもの居場所」木質空間整備事業がこれにあたると思われまひます。この事業は、県産材の利用拡大のために、木質化のモデルとして普及啓発を進める

事業であります。本事業において木質化にされた施設を転用する、例えば、補助事業で作った施設の一部を変更するなどにあたり、今まできちっとした制限が設けられてなかったことから、5年なり10年なり一定の期間の間、転用、変更できないようにしたらよいのではないかという意見だと思います。具体的な事例については、承知していないので、内容を確認してお伝えしたいと思います。

委員

転用に関しては、「子どもの居場所」木質空間整備事業についてのことという理解でよいですか。

事務局

はい、そのように承知しています。

座長

よろしいでしょうか。

それでは、会議事項2「令和元年度森林づくり県民税活用事業の実施について」と会議事項3「令和2年度森林づくり県民税活用事業の計画について」を一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(各事業について 令和元年度実施状況及び令和2年度実施計画について説明)

座長

只今の説明に対し、御質疑、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員

みんなで支える里山整備事業のうち、県民協働の事業は、里山整備利用地域に認定を受けたエリアで、地域の皆さんらが活動するものと思いますが、この事業の事業主体が、森林組合ばかりなのはなぜですか。

事務局

認定されたエリアの整備を実施する中で、今回実施している地拵えなどの施業については、地域の皆さんが協働で実施するには、難しい施業であるために、森林組合が事業主体となって実施しています。

事務局

認定されたエリアの整備を進めることについて、地域の皆さんが協働できる活動と森林組合など森林整備のプロにお願いしなければならない内容とあります。

認定を受けた各協議会等においては、取り組みやすい活動、優先的に実施した方がよい森林整備の内容として検討した結果、森林組合へお願いしての間伐などの事業が多くなったものと思われます。協議会が自分たちが協働で資機材の購入などにより取組む薪づくりなどの利活用の事業の実施はこれからになると思います。

委員

地域住民の方々が、取り組まれる資機材の購入などは、この「みんなで支える里山整備事業（県民協働）」に含まれるのですか。

事務局

協議会など地域の皆様の取組みの支援には、「みんなで支える里山整備事業（県民協働）」のほかに、「里山整備利用地域活動推進事業」、「里山資源利活用推進事業」があり、資機材の購入については、後者の事業となりますが、この2つの事業につきましては、佐久管内においては今年度実施しておりませんでしたので、個別の事業実績として、説明資料をつけてありません。来年度以降、順次取組んでまいります。

委員

台風19号の災害後、森林税を活用しての森林整備の推進は益々重要になっていると思われませんが、単純に間伐を実施するだけではなくて、大きな災害を防ぐための森林整備の方針について教えていただきたいと思います。

また、松くい虫対策にも森林税が活用されていると思いますが、あのビニールで覆ったものは、あのままの状態でおくものだと景観上すごいものです。

事務局

松くい虫対策で伐倒駆除した丸太をビニールで覆ったものは、中に藁を入れて一定期間おけば効果があります。また、ビニールは生分解性のものが使われており、自然に分解されます。

委員

太陽光発電のメガソーラ二の設置もこの頃多くなっていますが…

事務局

台風後の森林整備方針について、ご質問をいただいています。

河川敷の立木を伐採するなどして、災害を軽減する事業も建設部の事業ですが、実施し

ています。

佐久地域はカラマツが多く、伐採して収穫する時期ですが、その後の再生林をしっかりとやっていく取組みを始めています。

また、太陽光発電の開発については、1ヘクタール以上の大規模な開発を行う場合には、「林地開発制度」により、定められた基準に従い審査を実施しています。

座長

防災・減災の話しがでたので、お聞きしますが、台風災害で大きな被害が出ている市町村には、地域の配分枠を超えて森林税事業を活用させてもらえないのでしょうか。

事務局

災害復旧については、地域の要望を聞きながら予算建てなどの対応をしています。

森林税活用事業ついてですが、「森林づくり推進支援金」については、人工林面積、人口などにより、市町村配分枠が決められていますが、それ以外の森林税活用事業については、箇所づけされておらず、要望等に基づき実施できます。

座長

このような大災害の時こそ、森林税を活用して柔軟に対応をお願いしたいと思います。

委員

里山整備事業についてですが、今までは、主に森林整備に活用されてきましたが、今後、地域の方々が、薪づくりなど利活用に取組まれていくと思うが、つい最近、一般の人が伐採中に死亡する事故が発生している。今後そのようなことがないように、森林税の事業の中に、立木の伐倒方法やチェーンソーの扱いなど安全対策も取り入れて実施していくようにした方がよいと思います。

事務局

地域の人たちが自分たちで森林整備を行う、また、木材の利活用を進めるのは大変よいことですが、一方で、近頃、木が大きくなってきており、加えて、地域の方々が高齢化しています。

このことから、チェーンソーの扱いにあたっては、事業実施の内容の中に安全講習会などのメニューを加えるよう助言をしていきたいと思います。また、安全講習のメニューが取入れられる事業のPRも行っていきたいと思います。

委員

木質化の事業について、事業の採択はどのようになっているのでしょうか。

子供たちの居場所だけではなく、高齢者の施設なども木質化を図っていく取組みが必要

であると思いますが、新しい事業は、どのように採択されるのでしょうか。

事務局

新しい事業の採択基準については、検討中です。

今年度すでに実施しております「子供の居場所」空間整備事業については、県のホームページ等により公募いたしまして、県庁で審査し実施個所を決めています。

事業の周知を図るために、市町村へ通知するほかに、商工会の会議などへ資料入れをさせていただいています。

新しい事業においては、企業のオフィスなど幅広いものが対象となることから、今ある事業の採択基準よりさらに細かい所まで検討していると思いますので、決まりましたらお知らせしたいと思います。

委員

事業の採択基準についてですが、例えば、防災・減災の事業では、実施場所、事業実施主体はどのように決まるのでしょうか。

事務局

事業の実施主体から、里山整備利用地域などの中から森林整備する箇所、内容等について記載された事業実施計画書の提出があります。エリア内の森林整備については、現在のところ協議会が自ら事業主体にはならず、森林組合等へ依頼されている場合が多い状況にあります。

委員

簡単に言うと事業実施主体から事業計画書を提出してもらい、県の方で事業を活用するのが適当か精査して事業の実施個所を決めるということでしょうか。

事務局

補足ですが、「みんなで支える里山整備事業」については、里山整備利用地域で事業実施が可能です。加えて、防災・減災に関しては、市町村が予め指定した区域内において、事業を実施することができます。

佐久地域は11市町村全てにおいて、防災・減災のための森林整備マップを作成しており、今回の災害発生なども踏まえて見直しをかけることもできます。

座長

それでは、(4)のその他・意見交換についてですが、事務局で何かありますか？

事務局

(台風 19 号に係る災害状況と対応、令和 2 年度の予算要求などについて説明)

委員

主伐が進む中で、再造林の実施が課題であることは理解しました。森林の経営をしない人、後継者もない人などのために、森林経営管理制度を活用するという説明をいただきましたが、もう一步踏み込んで、全く森林に関心がなく所有していることがお荷物に感じている人から、国や県、市町村が土地ごと引き取り、公共の力でもう一度森をよみがえらせる制度というものはできないのでしょうか。その辺の見通しを聞かせてください。

事務局

とても大きな課題であると思います。

今回、この制度は国が一步踏み込む中で、まずは、誰が何処に森林を所有しているか明らかにし、所有者の意向を調べることから始めることとしています。

所有者が所有権を放棄し、それを国や自治体が引き受けることは、その後の維持管理の費用が掛かることなどから、国民の理解が得られるところまでいってない状況です。

まずは、この制度を活用して、しっかりと林業経営、森林整備を実施していきたいと考えています。

委員

災害が全国的に発生している状況で、そんなに時間をかけていられないと感じています。国をあげての検討をお願いします。

座長

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日予定していた議題は全て終了しましたので、議長を降任します。御協力ありがとうございました。

事務局

油井座長様、どうもありがとうございました。

この会議の、今後の予定ですが、今年度は、この第 2 回をもちまして終了です。

委員の皆さま、お忙しい所、ありがとうございました。

次回は、来年度 6 月頃に、令和元年度の実施した事業について、現地調査を行いながら説明をさせていただきます、御意見をいただきたいと考えています。

委員の皆様、本日はお忙しい中、御出席をいただき、貴重な御意見ありがとうございました。

以上で会議を閉じさせていただきます。